

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

1 制度概要

一定の条件を満たす場合、ふるさと納税先の自治体（阿南町）へ申請することにより確定申告をせずにふるさと納税分の所得税・個人住民税の控除を受けられます。

2 対象者

ワンストップ特例制度を活用いただけるのは、次のいずれにも該当する方です。

- （１）確定申告が不要な給与所得者の方等
- （２）ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税・個人住民税の控除手続きを行う必要のない方

※もともと確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方であっても医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

- （３）令和２年１月１日から令和２年１２月３１日までの間にふるさと納税をする自治体の数が５つ以下である方

3 手続きの方法

次の ① および ② の書類を阿南町役場振興課ふるさと納税担当までお送りください。

① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（記入例は裏面にあります。）

② 個人番号確認のための書類と、本人確認のための書類

	個人番号カード をお持ちの方	個人番号通知カード をお持ちの方	個人番号カードも通知カード もお持ちでない方
個人 番号 確認	個人番号カード の裏面のコピー	個人番号通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人 確認	個人番号カード の表面のコピー	下記のいずれかのコピー 【運転免許証、運転経歴証明書、 パスポート、身体障害者 手帳、精神障害者保健福祉手 帳、療育手帳、在留カード、 特別永住者証明書】※	下記のいずれかのコピー 【運転免許証、運転経歴証明書、 パスポート、身体障害者 手帳、精神障害者保健福祉手 帳、療育手帳、在留カード、 特別永住者証明書】※

※写真が表示され、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーされたもの

4 申請書提出の期日

令和３年１月１０日（必着）